

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第474号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市社字野間6174のイの1、6174のロ、字麻苧6180の1（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間6197の1、6202のイ、6203から6205まで、字嵐6209の1、字甚五郎林峯6210、字甚五郎林6211の1、6211の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野間6174のイの1、6174のロ、字麻苧6180の1（次の図に示す部分に限る。）、字左挟間6197の1、6202のイ、6203から6205まで、字嵐6209の1、字甚五郎林峯6210、字甚五郎林6211の1、6211の3
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第475号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字小川2419の72、2419のイの76、2419のイの77、2419のイの78、2419のイの79
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみの会
- 3 代表者の氏名
小林繁雄
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字手塚1025番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者が自立生活を営む、地域活動支援センター・グループホーム・ケアーホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県カウンセラー協会

3 代表者の氏名

松本文男

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字下小田切338番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の心悩む人々に対し、いつでも、どこでも、誰にでも、傾聴及びカウンセリングを提供することを基本にし、加えて、心の問題に関する教育、指導等を行い、よって社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画公園 3・3・1号 中央公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画道路 3・7・35号 谷川1号線

3・7・36号 谷川2号線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月2日

長野県警察本部長 小林弘裕

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

交通基本情報管理システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年12月1日から平成27年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部 交通部交通企画課

電話 026（233）0110 内線 5041

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月15日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成22年9月14日（火）午後5時

イ 提出場所 警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部 交通部交通企画課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月10日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

A set of Traffic Information Management System

(2) Lease Duration:

From December 1, 2010 until November 30, 2015

(3) Delivery place:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for the notice: description/conditions/ and others:

Traffic Planning Division, Traffic Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano-shi, Nagano
TEL: 026-233-0110 Ext. 5041

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00 p.m., September 15, 2010

Place: Conference Room #108, West annex of Nagano Prefectural Office

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., September 14, 2010

Place: Traffic Planning Division, Traffic Department

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

交通企画課

正 誤

平成22年3月31日付け長野県人事委員会規則第4号「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所） 誤 正

14 左欄下から9 100分の25とする。 100分の25とする。
第42条の4を第42条の6とする。

人事委員会事務局